特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和5年6月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務					
②事務の概要	当該事務は、国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務である。本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 保険税の賦課に関すること 2 他の行政機関への所得情報の照会に関すること 3 他の行政機関からの照会に対する回答に関すること 4 年金保険者からの特別徴収対象者の通知に関すること 5 年金保険者に対する特別徴収対象者の税額通知に関すること 6 その他保険税の賦課に関すること 7 保険税の徴収に関すること 8 保険税の催促及び滞納処分に関すること 9 保険税の加度振替に関すること 10 保険税の口座振替に関すること 11 その他保険税の徴収に関すること					
③システムの名称	1 国民健康保険税システム2 収納管理システム3 中間サーバー4 団体内統合宛名システム					

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 国民健康保険税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番16、項番302 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)
(1)第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
(2)第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第26条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条に規定される地方税法第703条の4等 (情報照会) 1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番27、42、44及び45 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1)第20条(2)第25条(3)第26条に規定される地方税法第703条の4等					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民部保険年金課 市民部納税課

②所属長の役職名 市民部保険年金課長 市民部納税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 小金井市総務部総務課情報公開係

小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 小金井市市民部保険年金課国民健康保険係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9832

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類						
	項目評価	-			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に1	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全兵	頁目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	<.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを	E通じた提供を]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1 特定個人情報を取扱う事 務 ③ システムの名称	国民健康保険税システム、収納管理システム	1 国民健康保険税システム 2 収納管理システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一項番16、項番30 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) (1) 第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (2) 第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一項番16、項番30 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) (1) 第16条に規定される地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (2) 第24条第6号に規定される国民健康保険法第76条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並 びに特定個人情報の利用及 び提供に関する条例制定に伴 う追記
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民部保険年金課	市民部保険年金課市民部納税課	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報	市民部保険年金課長本木直明	市民部保険年金課長 本木 直明市民部納税課長 上石 記彦	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	小金井市市民部保険年金課国保税係	小金井市市民部保険年金課国民健康保険係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 本木 直明 市民部納税課長 上石 記彦	市民部保険年金課長 高橋 美月市民部納税課長 上石 記彦	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 高橋 美月市民部納税課長 上石 記彦	市民部保険年金課長 高橋 美月市民部納税課長 吉田 亮二	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、 8、9、 11、16、18、23、26、27、28、29、31、3	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民部保険年金課長 高橋 美月市民部納税課長 吉田 亮二	市民部保険年金課長市民部納税課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	_	基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	
	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	_	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	_	自己点検、内部監査	事後	
	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	_	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日		10 10 10 10 10 10 10 10	(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1 特定個人情報を取扱う事 務 ③ システムの名称	1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム ム 4 医療保険者等向け中間サーバー	1 国民健康保険資格・給付システム2 中間サーバー3 次期国保総合システム及び国保集約システム4 医療保険者等向け中間サーバー5 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	8、9、	の制限)及び別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第21条、第22条、第33条、第34条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 [こ規定される地方税法第703条の4等(情報照会)	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	